

会 議 記 録

会議名称	令和3年度杉並区産業振興審議会 第3回計画改定検討部会
日 時	令和3年12月15日(水) 午後3時01分～午後4時15分
場 所	産業振興センター 会議室
出席者	<p>【委員】 金子、坂井、佐藤、塩沢、内藤、横山</p> <p>【区側】 産業振興センター所長、産業振興センター次長、事業担当課長、 管理係長、商業係長、観光係長、就労・経営支援係長、都市農業係長、 管理係主査、観光係主査、管理係主事</p>
配布資料	<p>資料1 令和3年度杉並区産業振興審議会 第3回計画改定検討部会 席次表</p> <p>資料2 杉並区産業振興計画改定 答申素案(修正案)</p> <p>資料3 答申素案の修正内容</p> <p>資料4 杉並区産業振興計画 令和4年度(2022年度)～令和12年度 (2030年度)(たたき台)</p>
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議題 (1)答申案について (2)改定後の計画について</p> <p>3 連絡事項</p> <p>4 閉会</p>

○部会長 ただいまから、令和3年度第3回計画改定検討部会を始めます。前回の部会では、審議会として区へお出しする答申の素案や改定後の計画の取組内容等につきまして議論しましたけれども、本日は答申素案の修正や改定後の計画全般についてが議論となります。本日も有意義な議論ができればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、定足数の確認等につきまして、次長からお願いいたします。

○産業振興センター次長 はい。産業振興センター次長、梅澤でございます。本日も、お寒い中、また年末のご多忙な中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、私のほうから事務的なお話ということで、まず定足数でございますが、本日、田原委員は所用で欠席ということでございますが、部会員7名のうち6名の方にご出席いただいております。杉並区産業振興審議会条例に基づきまして、本部会の開催を成立とさせていただきますと存じます。

また、会議録作成のため、本日の会議の内容は録音させていただいております。会議録は、後日、発言された委員のお名前を伏せる形で公開する予定ですので、ご了承願います。

それでは、配布資料の確認をさせていただきたいと存じます。お手元に、本日の次第と資料の1から4ですね、こちら、事前に郵送させていただいておりますが、お手元にありますでしょうか。ご確認いただければと思います。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○部会長 はい。それでは、議題の(1)の答申案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○産業振興センター次長 はい。それでは、お手元に資料2と資料3、こちらをご用意いただきたいと思います。少し、両方を交互に見るような形で説明させていただきたいと存じますので、両方を広げられるような形でご準備いただければと思います。

また、資料の説明に入る前に、今後のスケジュールについて、改めてご説明させていただきたいと存じます。

今回の検討部会でお示ししている資料2の答申素案（修正案）と、この後またご説明させていただきます資料4の産業振興計画改定案のたたき台、こちらにつきましては、本日の会議が終了した後、来週頃を目途に、産業振興審議会の全委員の皆様へ郵送させていただきます。ご意見を、来年の1月12日頃までを目途に頂戴する予定でございます。

本日の検討部会で頂いたご意見と審議会の委員の皆様から頂いたご意見等を踏まえまし

て、答申素案等を修正させていただいた上で、来年1月25日、次回の計画改定検討部会及び審議会において、最終的な内容をご審議頂く予定となっておりますので、あらかじめご了解いただければと思います。

それでは、資料2と資料3、こちら、答申素案（修正案）ということで、前回の計画改定検討部会からの修正部分を主に説明させていただきたいと思います。

資料3は、前回の第2回計画改定検討部会にお出しさせていただいた素案から、今回の素案（修正案）で修正させていただいた部分を、新旧対照という形で、左側が前回の部分、右側が今回変えた部分ということでお示しさせていただいたものになります。こちらにつきましては、誤字脱字の修正に始まりまして、適切な表現にした等、そういった細かい部分ももろもろございますので、全て説明させていただくのは省略をさせていただきたいと思います。今回は主立ったところを説明させていただきたいと思います。

まず、資料3の1ページ目のNo.2です。こちらは、資料2の答申素案（修正案）では1ページ目になります。1ページ目の1、計画の体系について、(1)目標です。こちら、産業振興計画の目標につきましては、これまでご議論いただいておりますとおり、新たな杉並区基本構想で描いた地域産業分野の取組の方向性を計画全体の目標にするということでしたが、基本構想が、11月に、議会で決まりまして、その文言としっかり整合を取るということで、修正してございます。

その後、少し微細な修正が続きますが、次に、資料3の3ページ目のNo.10を見ていただきたいと思います。答申素案のほうで申しますと、4ページ目になります。中小企業分野の記載で、「地域ににぎわいをもたらす創業への支援」という項目になります。

こちらにつきましては、前回の部会の中で出された意見ですね。創業後の支援についても引き続き継続して支援していくというようなことがもう少し分かるような形で表現できないかというご意見がございましたので、文言を修正させていただいております。修正後の文章を読みます。「区内創業者に対しては、これまでの特定創業支援等事業や中小企業資金融資あっせん制度による運転資金・設備資金への低利での融資の実施など支援の拡充とともに、様々な経営課題の解決に向けて商工相談やアドバイザー派遣の充実を図り、創業者が安定して事業が継続できるよう、創業前から創業後まで切れ目なく支援を行う必要がある」ということで、創業前から創業後までの支援を継続してやっていくというようなニュアンスの表現にさせていただいております。

次は、資料3で申しますと、No.18です。ページで言うと、4ページです。答申素案のペー

ジで申しますと、8ページになります。商店街分野です。「快適に買い物ができる商店街の環境整備」という段落をご覧ください。

こちら、前回の部会の中で、ハード面の整備だけではなくて、ソフト面のバリアフリー推進ですね、そういったものも重要であるといったご意見がございましたので、そうした内容を追記させていただくような形で、修正しております。少し、新しい文章を読まさせていただきます。「老朽化したアーケードやカラー舗装などをはじめとする商店街施設の改修等に対して適切な支援を行っていくとともに、商店街の各店舗が障害者や高齢者、小さな子ども連れの方などに配慮した対応を図るなど、ハード・ソフトの両面を通じて快適な買い物環境を整備していくことが重要である」といった形で、少しソフト面の部分ですね、そうしたものの言及を追記させていただいております。

続きましての修正箇所は、資料3で申しますと、21番になります。資料3のページだと、5ページですね。答申素案では10ページになります。農業分野の記載になります。「都市農地の保全に向けた取組」という項目でございますが、こちらにつきましては、杉並区営農活動支援補助制度及び認定農業者制度について、これまでは端的に表現していましたが、少し分かりづらい部分がありましたので、丁寧な表現にさせていただきました。少し、変更部分を読まさせていただきます。パラグラフで言うと、2段落目になります。「同計画に基づいて区は、都市農地の保全を図るため、平成26年度（2014年度）には、農業者に対して農業経営に必要な施設整備・物品購入等を支援する「杉並区営農活動支援補助制度」を創設し、7年間で170件の補助を実施した。また、平成28年度（2016年度）には、自らの創意工夫に基づき、農業経営の改善に意欲的に取り組む農業者を支援する「認定農業者制度」を創設して5年間で23名を認定するなど、農業の維持・継続支援の拡充をしてきた」といった形で修正をさせていただきました。

続いての修正箇所につきましては、資料3のナンバーで申しますと、No.24、最終ページになります。答申素案のほうでは11ページの文章になります。項目では「都市農業の担い手の支援」というところになります。

こちらにつきましては、地産地消の取組を追記するとともに、前回頂いたご意見を踏まえまして、新たな農地保全制度への対応等について、記載を追記させていただいております。少し、文章が長いんですけれども読まさせていただきます。「都市農地を保全していくためには、農業の担い手の確保が喫緊の課題となっており、農業収益の向上を図り、生業として成り立つことが必要不可欠である。そのため、消費者に近く、少量多品目型とい

う杉並における農業の特徴を最大限に生かして地産地消の取組を推進するほか、農業者、農業関係団体、近隣自治体と連携し、国や都に対して法改正が必要な支援制度の拡充などを働きかけていく必要がある。また、「生産緑地法」の改正や「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」などの新たな農地保全制度の活用に向け、農業者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応を図り、農地の有効活用につなげていく必要がある」といったところで修正をさせていただいております。

答申素案（修正案）の説明は以上でございます。

○部会長 はい。ありがとうございます。新旧対照表に基づいて大変分かりやすいご説明だったと思いますけれども、ただいまのご説明ありました答申素案の修正案につきまして、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

じゃあ、委員、どうぞ。

○委員 はい。第2回から第3回におきまして、修正案が本日提出されました。非常に文章が前回よりよくなって、また、読んでいて、非常に分かりやすい文に変わっているなど思っていて、拝見させていただきました。ほかの委員の皆様はちょっと分かりませんが、私は、すごくよくなったし、内容も充実しているんで、この方向でよろしいかなというふうに思っています。

以上です。

○部会長 ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。ほかの方は大丈夫でしょうか。

○委員 はい。問題ないと思います。

○部会長 皆さん問題ないということで、これで進めさせていただきます。どうもありがとうございました。

（ 了承 ）

○部会長 それでは、議題の(2)の改定後の計画につきまして、また事務局よりご説明をお願いいたします。

○産業振興センター次長 はい。それでは、杉並区産業振興計画（たたき台）ということで、資料4をお手元にご用意いただきたいと思います。こちらにつきましては、前回までA3の資料でご説明していた内容を、計画の形にまとめたものになります。

それでは、私のほうから、最初、概略、全体的なつくり等につきましてご説明させていただきます。

1ページおめくりいただきまして、目次のページをご覧いただきたいと存じます。計画につきましては、4章立てを考えてございます。第1章では、計画の基本的事項ということで、計画改定の趣旨、計画の位置付け、計画の期間を記載させていただいてございます。第2章につきましては、計画の目標と体系ということで、それぞれ記載をさせていただきます。そして、第3章が計画のメインのページになりますけども、これまでご説明させていただいています五つの取組ですね、中小企業、就労、商店街、観光・アニメ、都市農業に関する取組ということで、それぞれの具体的な取組内容を記載してございます。最後、第4章で、計画の推進に向けてということで、事業者、産業団体、区との連携や計画の進捗管理について記載をさせていただいていると、これが全体の流れになります。

それでは、次のページ、1ページ目、第1章の計画の基本的事項から、雑駁でございますが、少しかいつまんで説明させていただきたいと思えます。

2ページ目でございます。1、計画改定の趣旨ということで、本計画の改定に至った状況、背景、そういったものを記載させていただいてございます。

次、3ページ目、2、計画の位置付けということで、これまでご説明させていただいてきます基本構想、杉並区産業振興基本条例、また都市農業振興基本法を包含するというところで、杉並区産業振興計画の位置付けを、図を入れて示しております。

3、計画の期間ということで、9年間の期間を示させていただいております。

こちらが第1章になります。

続きまして、5ページ目以降が、第2章、計画の目標と体系ということになってございます。

6ページをご覧いただきたいと存じます。1、計画の目標ですが、本計画の目標については、杉並区基本構想のまちづくり・地域産業分野の将来像に向けた取組の方向性の(4)番、「暮らしや環境と調和した地域産業を育み、にぎわいと活力のあるまちをつくる」、これを産業振興計画においても計画目標とするといったことを記載させていただいてございます。

2、計画の体系ということで、五つの色分けをしてある各取組ごとに、それぞれ具体的な取組方針、具体的な取組内容、そういったものを体系的に示した図が7ページ目になってございます。

それ以降、9ページ目以降が第3章ということで、具体的な取組内容を記載してございます。少しここはボリュームがございまして、私のほうから、まず全体のつくりを最初に

ご説明させていただきたいと思います。

11ページ目をご覧いただきたいと思います。11ページ目は、中小企業に関する取組を記載してございます。こちらについては、(1)現状とこれまで（平成25年度（2013年度）～令和3年度（2021年度））の取組というページが、この後、11ページ、12ページ、13ページ、14ページまで続いております。その後、(2)今後の課題を15ページに記載し、その後、16ページ目、(3)取組方針と指標ということで、中小企業に関する取組の取組方針、また重点的な取組内容、そして、取組を通じた指標を記載してございます。その後、(4)の具体的な取組内容ということで、17ページ、18ページに、具体的な取組内容を記載してございます。こうした、(1)から(4)、この流れが、19ページ以降の就労に関する取組、25ページ以降の商店街に関する取組、その後、33ページ以降の観光・アニメに関する取組、さらに41ページ以降の都市農業に関する取組と続いてございまして、最後51ページからが、第4章、計画の推進に向けてを記載しているといったことが全体の流れになってございます。

本計画については、前回、検討部会の中でもあったように、見やすさですね、そういったところをちゃんと配慮したほうがいいんじゃないかというお話がございましたので、今回、図や表、また写真等を入れるような形で、なるべく伝わりやすく、分かりやすくということ意識しながら、資料のほうを作成させていただきました。

また、少しページを戻っていただきまして、11ページですね、(1)現状とこれまで（平成25年度（2013年度）～令和3年度（2021年度））の取組、また、15ページの(2)今後の課題についてですね。こちらにつきましては、先ほどご議論いただきました答申素案、こちらでの課題認識であったり、これまでの取組の振り返り、そちらの部分を経典的には引用するような形となっています。また、総合計画、実行計画等の整合性も踏まえて、若干修正している部分もあるんですが、経典的には答申素案を尊重させていただきまして、こちらに記載をしているところでございます。

それでは、各具体的な取組内容につきまして、担当課長、また、私のほうで、細かいところを説明させていただきたいと思います。

それでは、海津課長、よろしくお願ひします。

○事業担当課長 はい。そうしましたら、16ページから、取組の方針と指標について、中小企業に関する取組をご説明させていただきます。

取組方針は、中小企業の経営力強化と創業の促進ということで位置づけてございます。重点的な取組については、「急速に変化する社会経済状況に対応するため、区内事業者の

様々な経営課題を取り扱う商工相談窓口の強化などにより、中小企業の経営基盤の強化を図ります」としてございます。具体的な取組というのはまた後でご説明しますが、取組①商工相談（経営相談・創業相談）窓口の充実。2点目の重点的な取組といたしましては、これまでの特定創業支援等事業や中小企業資金融資あっせん制度等による創業支援に加え、商店街に加入する創業者を対象として、創業当初に必要な経費の一部を助成する「創業スタートアップ助成」を新たに実施し、区内の創業促進と商店街の活性化を図ってまいります、としてございます。具体的な取組としましては、取組③の創業支援の拡充としてございます。

指標になりますが、前回のたたき台の各分野別指標についてということでご説明をさせていただきました、新たな総合計画、実行計画等における成果指標との整合性を図るとともに、重点的な取組内容の進捗が把握できるようにということで、各分野ごとに2個ずつ、指標を設定してございます。

これまで、中小企業に関するものについては、経済センサス活動調査による区内事業所数や区内従業者数としてございましたが、1点目が商工相談窓口の満足度、「商工相談の利用が中小事業者等が安定した事業経営を継続するための助力となっているかを測ります」ということとしてございます。現在、これは調査中ということでございまして、11月15日から12月28日まで、現在、商工相談の窓口のアンケート調査を実施してございます。次回以降、ここについては、現状と目標値を設定したものがお示しできると考えてございます。

2点目、創業支援による創業者数ということで、こちらのほうについては、特定創業支援事業の利用により区内で創業した事業者数ということで、創業促進に関する取組の成果を測ってまいります。令和2年度現在、111件、創業がございました。これは、これまで総合計画でも位置づけていたんですが、今までは80件という状況でございましたが、それを、毎年130件以上の創業を目指していくということを想定してございます。

17ページに移りまして、具体的な取組の内容ということで、全てで8個の取組になりますが、重点的なものを主に説明させていただきます。

商工相談（経営相談・創業相談）窓口の充実ということで、急速に変化する社会経済状況において、多様化・高度化する経営課題の解決に取り組む中小事業者を支援するために、地域の実情に詳しい相談員（中小企業診断士）によるきめ細やかな相談や経営アドバイスを実施してまいります。また、国や都、産業団体等と連携しながら、内容に応じた的確な相談体制を提供し、区内産業の基盤を支援していきます。さらに、創業や情報通信技術を

活用する事業など暮らしや環境と調和した地域産業を育てていくため、相談員を適宜増員して、商工相談窓口の充実を図ってまいりたいと考えています。

2点目、中小企業資金融資あっせん制度の充実ですが、こちらについても、これまでやってきたものです。適宜中小企業資金融資のあっせん制度の見直しや拡充を実施してまいりたいと考えています。

取組③、創業支援の拡充です。重点として拡充していく予定になってございますが、地域の活性化や区内産業の発展、雇用創出が期待できる創業者に対して、特定創業支援等事業や相談員によるきめ細かな相談、アドバイスを実施します。さらに、商店街に加入する創業者を対象として、創業当初に必要な経費の一部を助成する「創業スタートアップ助成」を新たに実施し、区内の創業促進と商店街の活性化を図ってまいります。また、特定創業支援等認定事業である創業セミナーの開催回数を増やし、創業までの手続きや資金計画の立て方など、創業に必要な知識を学ぶ機会の拡充を考えています。

取組④といたしまして、生産性の向上の取組の支援です。これまでも実施しています、先端設備を導入する事業者に対して、固定資産税の軽減を図る優遇措置を支援してまいります。

18ページに行きまして、取組⑤ビジネスチャンスにつながる交流の場の拡大ということで、ビジネスの情報交換や人脈づくりを行い、新たなビジネスチャンスにつなげることができるよう、異業種交流会を産業団体と連携して開催していきます。

取組⑥になりますが、区内産業の魅力発信と分析ということで、これまでも情報誌「すぎなみ産」によるPR活動も行ってきたんですが、今後、大学や研究機関と連携して、新たに新商品や新たなサービスを開発する事業等に取り組む事業者について、支援をしてまいりたいというふうに考えています。

取組⑦として、交流自治体と連携した産業交流の推進です。こちらについても、区と交流自治体との産業交流を推進していくということと、交流自治体におけるふるさと就労体験事業などとの連携を図っていききたいというふうに考えています。

取組⑧といたしまして、福利厚生事業（中小企業勤労者福祉事業）の運営・充実ということになってございますが、現在実施しております一般財団法人東京広域勤労者サービスセンターのスケールメリットを生かした、勤労者一人ひとりの仕事と生活の状況に合った多様なサービスを提供して、中小企業等の労働環境の向上と雇用の確保につなげていきたいというふうに考えています。

ここまでが中小企業に関する取組ということのご説明とさせていただきます。

次に、22ページをお開きください。続きまして、就労に関する取組についてご説明させていただきます。

取組の方針を、就労支援と多様な働き方の推進とさせていただいてございます。重点的な取組といたしましては、就労支援センターの若者就労支援コーナー、今現在、すぎJOBというふうに愛称にしておりますが、就労準備相談から就職後の定着まで、相談者に寄り添った伴走型支援などを実施することにより、年齢や性別に関わらず、就労に様々な不安を抱えている方の就労につなげていきます。具体的な取組といたしましては、取組①と取組②というふうに位置づけてございます。

もう一つの重点的な取組といたしましては、就労支援センターのジョブトレーニングコーナー、すぎトレというふうな愛称にしておりますが、これにおける作業体験や就労準備訓練・社会適応訓練を通じて、身体的・精神的など様々な就労阻害要因を抱え、直ちに一般就労に結びつかない人の就労を支援していきたいというふうに位置づけてございます。具体的な取組としては、取組③と④というふうにしてございます。

次に、指標でございますが、就労支援センターの利用により就職が決定した人数。これは、就労準備相談とハローワークコーナーがございますので、そこで就職が決定した人の人数というふうにしてございます。

こちらは、今、コロナという影響もあったものですから、令和2年度については、465人と、ちょっと例年に比べると少なかったという状況でございます。令和元年度は646、平成30年度は719、平成29年度は783という状況だったんですが、この6年度、9年度、12年度の目標については、全て850というふうに、これまでの総合計画と実行計画等に合わせさせていただいております。

2点目、就労支援センター若者就労支援コーナー（すぎJOB）及びジョブトレーニングコーナー（すぎトレ）の満足度ですね。こちらのほうは利用者のアンケート調査によるものになりますが、区が実施しているこういったコーナーに対する利用者の評価を測っていきたくて考えてございます。今現在、満足度が95%ございますので、6年度、9年度、12年度は95%以上を目指すとさせていただきます。

具体的な取組の内容といたしましては、取組①、先ほど申し上げましたが、伴走型の就労支援の充実ということで、就労支援センターの若者就労支援コーナーでは、「転職したい」、「正社員を目指している」、「自分に合う仕事が見つからない」など、就労について

様々な不安や問題を抱えている方に対して、年齢や性別にかかわらず、相談者の状況に応じた支援プログラムを作成し、就労準備相談、職業紹介から就職後の定着支援まで、相談者に寄り添った専門相談員による伴走型の支援を実施してまいります。

取組②といたしましては、若者、女性、高齢者等の多様な働き手の支援の拡充としてございます。年齢や性別等により左右されることなく、誰もが就労できるよう支援を充実させていきます。特に女性、高齢者に関しては、家庭や健康状態など一人ひとりの状況に応じて、その能力を十分発揮できるよう、セミナーの開催や提供する求人情報の充実を図るなど、更なる就労支援を図ってまいります。

取組③といたしましては、関係機関と連携した就労支援ということで、国や都、区の生活自立支援窓口・福祉部門、大学などの様々な関係機関と連携して、就労支援センターの事業内容を広く周知するとともに、利用者にとってより効果的な就労支援を行ってまいります。

また、就労支援センターのジョブトレーニングコーナー（すぎトレ）では、区内事業者や区立施設等の協力を得て作業体験を実施することにより、働くことへの自信と働き続ける力を育ててまいります。

取組④といたしまして、就労準備訓練・社会適応力訓練の支援ということで、こちらも就労支援センターのジョブトレーニングコーナー（すぎトレ）では、身体的・精神的など様々な就労阻害要因を抱え、直ちに一般就労に結びつかない人に対して、生活自立支援窓口や福祉部門等と連携して利用者情報を共有しつつ、就労準備訓練・社会適応力訓練を実施してまいります。

また、交流自治体と連携したふるさと就労体験事業により、求職者の社会参加の場を提供し、就労につなげてまいります。

取組⑤といたしまして、区内企業のマッチングにつながる支援ということで、ハローワーク新宿ですとか近隣区と連携して、ミニ面接会やツアー面接会を行って、各種セミナーも実施してまいります。また、今現在、杉並区で実施しております求人情報サイト「就職応援ナビすぎなみ」なども活用して、区内事業者が求職者に対して直接業務内容を説明するセミナーも開催して、働きたい区民等の就労を促進して、区内企業に必要な人材の確保をしてまいります。

取組⑥といたしまして、ワーク・ライフ・バランスの啓発促進ということで、こちらについては関係部署と連携した講演会の開催ですとか各種セミナー・イベントなどを実施し

てまいりたいというふうに考えてございます。

取組⑦としまして、勤労者の心とからだの健康づくり支援ということで、メンタルヘルスですとか健康づくりに関する講演会等を開催して、勤労者の心とからだの健康づくりを支援してまいります。

取組⑧といたしまして、これは先ほどご説明したとおり、勤労者の福利厚生事業の運営・充実を図ってまいりますということにしてございます。

○産業振興センター次長 はい。それでは、25ページ以降ですね、3番、商店街に関する取組について、私のほうからお話をさせていただきます。

25ページ、26ページ、27ページ、28ページ、29ページと、現状とこれまでの取組、また今後の課題ということで、これは先ほどご説明しましたように、ここの部分については、基本的に答申素案の言葉を引用してきてございます。ただ、前回部会であったとおり、答申素案は文字だけで素っ気なかったんですけど、こちらの計画のほうにはグラフとか表を入れさせていただきまして、分かりやすい表現に努めております。

それでは、30ページ、(3)取組方針と指標についてでございます。商店街に関する取組ということで、取組方針につきましては、「地域に根ざした商店街の活性化」というのを方針にしてございます。

重点的な取組でございますが、二つございまして、一つは、「商店街が企画・実施する地域ににぎわいをもたらすイベントを支援することにより、商店街の活性化を推進します」ということで、具体的な取組内容は、取組①の地域ににぎわいをもたらす商店街づくりの推進と、取組②の地域団体等との連携による地域の活性化です。

二つ目の重点的な取組については、「快適に買い物ができる商店街づくりのため、老朽化したアーケードやカラー舗装などの商店街施設の改修等に対して必要な支援を行います」ということで、具体的な取組内容については、取組③、快適に買い物ができる商店街づくりの推進と、取組④の、安全・安心で環境にやさしい商店街づくりの推進ということで記載してございます。

これに向けた指標でございますが、一つ目は、①商店街のイベントに参加したことのあがる区民の割合、二つ目が、商店街の買い物環境に満足している区民の割合です。こちらにつきましては、今、試行的に調査を行ってございまして、来年の1月には数字が入ったものをお示ししたいなというふうに考えてございます。

では、31ページ、具体的な取組内容でございます。取組の①と②が、主にイベント補助

ですね、そういったものをこれからもしっかりやって、また、商店街のニーズや、地域に合った補助制度、そうしたことは常に考えていかなければいけないというふうに課題として考えてございます。

取組の③と取組の④が主にハードの話になります。取組の③については、商店街のアーケードであったり、カラー舗装等の施設整備ですね。こちらにつきましては、来年、阿佐谷の商店街であったり、再来年度以降は高円寺の商店街のアーケードについて改修というような話があるほか、ほかにもカラー舗装のやり直し等のハードに関するニーズがございますので、そういったものをしっかり支援していきたいと考えてございます。また、ソフトの部分ですね、心のバリアフリー協力店ということで、ステッカーを区で作っておりますけれども、そういったところをしっかりと推進していきたいというふうに考えてございます。

また、防犯カメラやLED化、これも維持管理の経費であったり、更新の費用というのが関わってきますので、引き続きしっかり支援しながら、快適な商店街づくりというのを目指していきたいというふうに考えてございます。

続きまして32ページです。取組の⑤は、商店街アドバイザー派遣制度ということで、商店街の抱える課題解決に向けた支援を行っていききたい。

取組の⑥については、創業支援の拡充ということで再掲になりますけれども、創業支援の取組と、新たに商店街の活性化策、これを結びつけることになります。来年度以降に創業スタートアップ助成というのを今検討してございますけれども、商店街の加入促進と創業者の施策をリンクさせる形でやっていきたいというふうに考えてございます。

また、取組の⑦は、デジタル化ですね。キャッシュレス決済であったり、そうした商店街の課題等がございますので、商店街と共に、区も引き続き研究、検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

取組の⑧⑨が、基盤強化や組織力強化ということで、ホームページの作成であったり、また、すぎなみギフトカードですね、これの利用促進でスケールメリットを生かした経営基盤の強化、そうした支援をしっかりと今後もやっていきたいと考えてございます。

続きまして、33ページ以降が観光・アニメに関する取組になります。最初、(1)のこれまでの取組等では、グラフ等を挿入させていただいております。

34ページ。図12、訪日外国人旅行者数の推移ですが、グラフでこう表すと、びっくりするぐらい落ち込んでいるなということが感じ取れるのかなというふうに考えています。

35ページ。図13ですね、アニメーションミュージアムの来館者数ですが、コロナの影響

で、本当はがくっと、去年は落ちてしまっているといったことになってございます。

37ページ。取組方針と指標ということで、観光・アニメに関する取組については、取組方針として、「杉並の魅力を生かしたにぎわいの創出」ということを設定させていただきました。

重点的な取組でございますが、「これまでの産業団体等との協働・連携による「中央線あるあるプロジェクト」や区民との協働による「すぎなみ学倶楽部」等の取組に加え、プロポーザル方式により選定した民間事業者等を活用して、西武新宿線や京王井の頭線沿線などを含めた区内全域の魅力を広く発信していきます」ということで、具体的な取組内容、取組の①から③を示しております。

また、二つ目の丸、「杉並アニメーションミュージアムでは、デジタルを活用した展示の充実のほか、地域イベントへの出張ワークショップやSNSの活用による効果的な情報発信などを通じて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少した来館者数の回復を図り、にぎわいの創出につなげていきます」ということで、取組の⑥⑦を具体的な取組内容としてございます。

指標につきましては、主に観光情報発信のほうが、区が発信する観光情報を見た人のうち杉並区を訪れたいと実際に思った人の割合ということで、これも、今、ウェブ上で試験的なアンケート等を実施してございまして、そういった数値を1月の段階でお示ししていきたいと思っております。二つ目は、アニメーションミュージアムの来館者数ということで、目標をそれぞれ立てているところでございます。

それでは、具体的な取組内容について、38ページ以降をご覧ください。

38ページ、取組の①ということで、産業団体等との協働・連携による杉並の魅力発信として、あるあるプロジェクト、また、高円寺阿波おどりですね、写真を挿入してございますけども、そういった杉並ならではの観光資源であるイベント等、こちらにつきまして、地域の団体としっかりと連携をして、その魅力をさらに高めていきたいというふうに考えているところでございます。

取組の②、民間事業者のノウハウを活用した杉並の魅力発信ということで、中央線以外ですね、西武新宿線であったり京王井の頭線沿線、そういった沿線の、魅力あるイベントや各種史跡、飲食店などの店舗の情報を今後重点的に発信していきたいなど。また、令和6年度に、写真にもありますけども、荻外荘公園が開園予定でございまして、そういった、荻窪周辺の3庭園の観光スポットについて、デジタル技術を活用した効果的な情報発

信ですね、ARとか2次元コードを使ったような情報発信であったりとか、あと、今年度から、区ではシェアサイクルの実証実験も始めていまして、そうしたものを活用して、観光でも何かできないかなというふうに今考えていまして、新たな交通手段等を使って、区内全域のにぎわいを生むような魅力を発信していきたいというふうに考えてございます。

取組の③は、学倶楽部ですね。すぎなみ学倶楽部において、インスタグラム等を令和2年度から開始してございますので、引き続き魅力を発信していきたいというふうに考えてございます。

取組の④はインバウンド需要の回復ですね。なかなか、コロナの影響で先が見通せませんが、引き続きしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

取組の⑤は、「なみすけ」の普及・活用等による区の知名度向上に向けた取組ということで、図柄入りナンバープレートとかデザインマンホール、そういった絵も入れさせていただいておりますが、引き続き取り組んでいきたいと考えてございます。

取組の⑥⑦⑧が、アニメに関する取組でございます。⑥はアニメーションミュージアムを活用したにぎわいの創出、また、⑦番が区内アニメ制作会社等との連携の推進、そうしたことを引き続きやっていきたいと考えてございます。また、取組の⑧は、近隣自治体等との連携によるアニメ等を活用した広域的な情報発信ということで、3区連携のパンフレットイメージを挿入させていただきましたが、「アニメ・マンガフェス」などを通じて、広域的な情報発信を行ってきたいというふうに考えてございます。

私からは以上です。

○事業担当課長 41ページ以降が都市農業に関する取組ということになってございます。41ページは、現状とこれまでということになってございまして、45ページが今後の課題というふうになってございます。

46ページをご覧ください。取組方針と指標ということで、都市農業に関する取組です。取組の方針といたしましては、「多面的な機能を有する都市農業の保全」としてございます。

重点的な取組といたしましては、「新たな農地保全制度の活用等の推進により、農地の保全を図るとともに、「杉並区営農活動支援補助制度」の充実や農業者への技術指導、デジタル技術を活用した農業の検討などにより、農業の維持・継続を支援してまいります」としてございます。具体的な取組といたしましては、取組①の都市農地の保全と適正管理、取組②の農業の維持・継続の支援というふうにしてございます。

2点目の重点的な取組といたしましては、農福連携農園、愛称「すぎのこ農園」において、障害者や高齢者等のいきがい創出や健康増進、収穫物を活用した福祉施設等の運営支援に加え、農地を活用した障害者の就労につながる取組や子どもから大人まで楽しみながら参加できるイベント等を区民・地域と連携して進めてまいりたいというふうに考えてございます。具体的な取組内容といたしましては、取組⑥の農業と福祉の連携というふうになってございます。

指標のほうですが、区内の農地面積としてございます。農地・農家戸数ともに減少している中、農地保全に関する取組により、農地の減少に歯止めをかけられているかを測ってまいりたいということで、現状、令和3年度ですが、38.6ヘクタールというものを、少しでも減少率を少なくしていきたいと考えてございます。現在、10年間で、大体例年、1年間平均しますと、2.6%ぐらい、前年度に比べて減っているという現状がございまして。これをいかにして支援することによって半減できないかということをもって、約9年後には34.3ヘクタールまで残しておきたいというふうな形で、目標値を設定してございます。

2点目、区内農業産出額です。東京都農作物生産状況調査報告書による杉並区の農業産出額とさせていただきます。農業者への支援・育成に関する取組等が農業者の営農に寄与しているかを測ってまいりたいというふうに考えてございます。令和元年度の数字ですが、3億600万円というふうになってございまして、平成30年度は3億1,500万、平成29年度も3億1,500万というふうになってございますので、目標としては、農地が減っていく中、産出額については向上できないか、それをいかに維持していくかということで考えて、3億2,000万というふうにご設定してございます。

具体的な取組内容になりますが、47ページですね、取組①都市農地の保全と適正管理ということで、農業委員会ですとかJAと協力しながら、都市農地の貸借法に基づく生産緑地の追加指定だとか貸借を進めていって、活用していきたいというふうに考えてございます。また、イベントなどを通して、農の風景の保全を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

取組の②になりますが、都市農地の維持・継続の支援ということで、こちらのほうも、いかに守っていくかということで、杉並区営農活動支援助成により、農業者の意見を反映しながら、安定した農業経営を目指していただくために、認定農業者の営農活動を支援するなど、農業者の経営基盤の強化を促進してまいりたいというふうに考えています。

また、農業の担い手に関する技術指導や新たな品種栽培指導、資機材等による支援、A

I・ICTを活用した農業の検討などを農業関係団体と連携して実施してまいります。

取組③地産地消の推進でございますが、杉並区のほうでは、区内の農家が、ほとんどが軒先販売という形を行っておりますので、直販マップですとか区公式ホームページで、そういう活動を発信してまいります。そのほかに、区内小中学校での給食などで「地元野菜デー」といったものを実施していますので、そういったもので地産地消を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

取組④といたしましては、杉並産農産物の魅力向上ということで、現在、上井草二丁目に団体利用農園という圃場がございます。そこを活用して、消費者ですとか学校教育のニーズにあった品種の生産ですとか、そういった栽培の検討を進めて、杉並産農産物の魅力を上げるための取組を実施してまいりたいというふうに考えてございます。

取組⑤になりますが、防災兼用農業用井戸の整備の促進ということで、災害時には近隣住民の生活用水としても活用できる防災兼用井戸を、農地に設置していただくための助成制度を進めてまいります。

取組⑥といたしまして、農業と福祉の連携ということで、今年4月に全面開園しました農福連携農園の取組をさらに発展的にしていきたいということで、これまでの活動に加えて、区民・地域との連携した事業を進めてまいります。

取組⑦といたしまして、区民が農業にふれあう場の提供ということで、区民農園ですとか成田西ふれあい農業公園、こういったところを通じて、区民が農に触れ合う場をさらに広げていきたいということです。そういったことをしながら、農地の大切さですとか区民に農の必要性というものを促進していきたいというふうに考えてございます。

取組⑧、ボランティア等の活用支援ということで、耕作意欲のある営農ボランティアの活用を支援していきたいというふうに考えてございます。現在も成田西ふれあい農業公園ですとか農福連携農園で公募によるボランティアというものを実施しておりますので、専門家による講習会を実施するとともに、農作業やイベント補助など、農園運営を通じて、新たな農業の担い手の育成につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

取組⑨各種情報媒体・イベントを活用した積極的な農業情報の発信ということで、杉並区の農家を紹介する農業情報誌「杉並農人」等で、広く区民の方に知っていただくという取組を進めていきたいと考えてございます。また、農業祭ですとか、地域、商店街、観光事業などのイベントと連携して、都市農地の大切さとか魅力というものを、周知を図っていききたいというふうに考えてございます。

最後になりますが、取組⑩他自治体等との連携による都市農地の保全と都市農業の振興ということで、具体的には、世田谷区ですとか、あとJA東京中央との共同会議による農地保全の取組ということを一層進めていくほか、農地に関することについて、様々、国の制度ですとか法律にも絡んでいくということもございますので、そういったところに働きかけなども行っていきたいというふうに考えてございます。

説明のほうは以上でございます。

○部会長 はい。ありがとうございます。中小企業と就労、商店街、観光・アニメ、農業の、この五つの取組項目が色分けされて、しかも図表とか写真が取り入れられながら、とても分かりやすかったと思いますけれども、これにつきまして、皆様、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

委員、どうぞ。

○委員 ご説明いただき、ありがとうございます。1点、中小企業に関する取組なんですけれども、16、17の、取組③の商店街に加入する創業者に対して創業スタートアップ助成をするということなんですけれども、ちなみに、参考までに、2年度で111件の創業者数があつた中で、商店街に加入した件数というのは何件あつたんでしょうか。

それともう一点は、この新たに実施する創業スタートアップ助成なんですけれども、具体的には、どういう経費に対して、上限でどのぐらいの金額をお考えになっているのか。それも含めて教えてもらいたいですけど。

○事業担当課長 はい。まず1点目の、111件のうち幾つが商店街に加入したのかということなんですけど、現在把握しているという状況にございません。

○委員 ああ、はい。

○事業担当課長 ただ、ほとんどが、今、お店を持っている方以外の創業も多いものですから、商店街にはほとんど加入されていない方が多いのかなというふうに考えてございます。

そういった問題もあるということから、このスタートアップ助成というのは、例えば、商店街の空き店舗を活用した場合に、創業当初の家賃を補助しましょう。あと、今の創業時には、ホームページを作成して顧客アップをされていることが大半になりますので、そういったホームページの作成費用なんかを補助していきたいと考えてございます。まだ、予算等がついていないものですから、はっきり申し上げられないんですが、合わせて50万程度、創業当初の補助を実施していけたらなというふうに考えてございます。

○委員 これは、創業する時点で、こちらサイドからアナウンスするんですか。ここへ入っていただければこれがありますよとか。

○事業担当課長 ええ。最初に家賃を助成していったりするものに関しては、もう入ることを前提としないと、補助はしないというふうにしていくしかないかなと思ってございます。

○委員 はい。業種によっては、商店街に入れられないような会社とかも……

○事業担当課長 要は、店舗を持っていなくても、基本的には商店街の加入というのではきるということで伺っています。

○委員 それが前提ということ。

○事業担当課長 はい、そうです。

○委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございます。

○委員 すみません、もう一点。

○部会長 じゃあ、委員、どうぞ。

○委員 じゃあ、今後、この、もし来年度とか始まったら、この創業した中で加入された企業さんは何件になったとかって、この辺、また……

○事業担当課長 それはもう、把握できるかと思います。

○委員 ええ。教えてもらえるようになれば、ありがたい。

○事業担当課長 ええ。ですから、この補助を使っていない場合でも、確認できるのであればですね。

○委員 そうですよね。

○事業担当課長 ええ。この補助を使う場合については、基本、もう……

○委員 一つのデータとして……

○事業担当課長 取れるか、必ず取らなきゃ、加入しなきゃいけないということになります。

○委員 区商連さんとしてはそういうデータが必要だと思うしね。ありがとうございます。

○部会長 はい。ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

○委員 じゃあ、一つだけ。

○部会長 委員、どうぞ。

○委員 はい。商店街の者なので、商店街の中で一つだけ、ちょっと質問なんですけど。

32ページにある、取組⑦の商店街のデジタル化推進策の検討が新規で入っていますが、このキャッシュレス化決済の普及というふうな課題で書いてあるんですけど、もう少し具体的内容というのは、ある程度、計画なりなんなり、描いているところがあるんでしょうか。デジタル化というと、かなり、あらゆる、まあ、決済、キャッシュレス決済だけでなく、いろいろ、システムをつくったりとか、いろいろ、結構大きなテーマになると思いますけど、その辺ちょっと、どのぐらいのことまで考えているのかなと思うんですけど。

○産業振興センター次長 そうですね、私どももこの取組を記載するに当たって、念頭というか、例えば今年の動きで申しますと、高円寺の商店街で、某企業とタイアップをした形で、IoTを活用したというような新しい動きもございますし、また、例えば、スマート街路灯みたいな、新しい人流の把握の仕方という言葉が適切か分かりませんが、そういった動きもあることは承知してございます。そういったことを念頭に、ただ、この計画において、9年を見据えた中、デジタルの分野は非常に回転といいますか速度が速く、どんどん世の中が変わっていくので、なかなか具体的にこれをやっというのを、記載することは難しいのかなというところはあるんですが、そういった、商店街の動きがあるということは承知しております。そういったことを前提に、今後どういうふうにしたら、商店街の魅力のアップ、また効率化とか、そういったもろもろのことにつながっていくかというのは、私たちもこの文章の背景には込めて書いたというようなところでございます。

○委員 ああ、そうですか。

もう、デジタル化は避けて通れない状況で、国もデジタル庁ができて、本当に力、本腰を入れてデジタル化を進めるようなんですけど、どうも、商店街というのは、正直申し上げて、デジタル化が一番遅れている団体じゃないかなと、自分で思っているんですけど。この、区として、このデジタル化を9年間で成果のあるものが期待しているところなんで、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

○部会長 ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

委員は分かりやすいとおっしゃいましたので、もし何かございましたら、どうでしょうか。

○委員 はい。分かりやすく、よろしいと思います。

で、ちょっとこの件と、ちょっとせつかくなんでお話しさせていただきますが、外れる

かもしれないんですけども、アニメと商店街の連携とか杉並区の活性化というのを考えたときに、例えばですよ、アニメの中に杉並区の商店街を何か題材に入れてもらうとか、何かそういうようなことでアニメと商店街が連携することによって、まち全体が活性化していく方法というのも一つあるのかなという気がしています。まあ、とにかく入れてくださいというふうに申しあげても、なかなかストーリーがある中で、入れていくのが難しい部分はあるのかもしれませんが、そういう働きかけをしてみるというのも、一つの、まち杉並の活性化に将来つながっていく可能性があるのかなというのとともに、もしそのように描いていただいた絵があれば、そのアニメの制作会社に何か少し、まあ、ご褒美じゃないですけども、何か差し上げるようなものも考えて、将来的にいくというのも一つのやり方かなと思います。

以上です。

○部会長 大丈夫ですか。

○産業振興センター次長 はい。まさに、今回、順番を入れ替えさせていただいて、商店街の次にアニメを移させていただきましたけども、杉並区では、観光産業というのは、住宅地でございますので、なかなかないという中で、アニメの制作会社がたくさん区内にあるというのはそのとおりで、そちらを活用して、いかににぎわいとか商機につなげていくか、そこがやはり区のアニメ産業、区が行うアニメと観光の施策の一番大事なところかなと思っております。

例えば、今年度、あるあるプロジェクトでは、杉並アニメーションミュージアムと協力をしまして、アニメを描いたフラッグを、商店街に掲示させていただいたりもしていて、非常に好評だということもあつたりします。商店街を用いたアニメを描いてくださいねと、なかなか、ストレートに言っても、難しい部分は確かに、委員のおっしゃるとおりあるんですけども、区としては、杉並のまちのよさを知っている方がアニメをつくっていただくと、自然と杉並の風景というんですかね、例えば商店街も含めて、背景に描いていただくこととかもあつたりしますので、引き続きアニメの制作会社と機会を見つけて親交を深めて、よい関係をつくっていきななと思っております。

○部会長 ありがとうございます。

委員は、何か。じゃあ、委員、お願いいたします。

○委員 ちょっと一つだけですけども、まあ、非常によくまとまっていて、分かりやすく、いいなという、色もついていていいなというところなんですけど。

一つだけ、中小企業のところで、大学や研究機関と連携して新製品や新サービスの開発事業等に取り組む事業者への支援というのは、何か具体的にありますか。

○事業担当課長 これは、まだ予算もつくかというところはあるんですが、区内の産業団体である東商が持っているネットワークで、産学公連携に伴う連携事業というのがございまして、それをうまく活用して、区内企業が、大学だとか研究機関と連携して何か新しいことをしていくということを区も発信していき、それを活用していただいた場合に、事務費程度になってしまうかもしれませんが、区が支援できればなということを考えておりますので、こういった事業を促進していきたいなということ考えているというのが、具体的な内容というところです。

やはり、杉並区だけのネットワークとか連携というだけだと厳しいものですから、これは人の禪なのかもしれませんが、そういったところを活用して、うまく区内事業者の魅力を発信できるようなことをしていきたいというふうに考えております。

○委員 そうですね。結構、大学、まあ、杉並区内の大学でどういう新製品を開発できるか分からないですけど。

○事業担当課長 ええ、そうですね。

○委員 西武信金さんとかね、大学とも包括提携されていて、西武信金さんの、大学でつくった製品をどこかで販売するとか、そういうこともちょっとやられたりしていますんで、それを、例えば商店街のどこかの和菓子屋さんとかと提携してやるとか、いろんなことがあるのかなというような気がして。可能性として、結構大きく広がるのかなというような気はするんで、ぜひ進めていきたいというか、いろいろ研究したいですねという気持ちです。

○部会長 ありがとうございます。

○事業担当課長 この大学・研究機関というのは、あくまで区内に限ったことじゃなくて、聞いている話では、もう東商のネットワークでは150ぐらいの研究機関に紹介できるようなネットワークがあるということなので伺っていますので、そういったものを活用しながらということ考えています。

○委員 はい。

○部会長 それでは、最後、今、西武信金さんの話が出ましたので、委員、もし何かあれば。

○委員 はい。今の大学の、産学連携については、手前どもでも幾つかの大学と、何です

かね、商品の開発に大学生が入ってやっていて、実際に具体的例で何件かうまくいっている例もありますので、言っていただければお手伝いはできると思います。

以上です。

○部会長 はい。

○事業担当課長 ぜひ、よろしくお願いいたします。

○委員 はい。

○部会長 それでは、もしほかにならないようでしたら、これで大丈夫でしょうか。

(了承)

○部会長 そうしましたら、先ほど最初に次長からご説明がありましたとおり、今後審議会の全委員の皆様にも意見を伺う機会がありますので、もし今後また追加で何かありましたら、それに合わせてご意見いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

本年はこれで最後になりますけども、もし所長から何か一言あれば、せっかくです。大丈夫ですか。

○産業振興センター所長 このコロナ禍、産業振興計画を改定する中で、皆さんに、やはりオンラインではなくて、対面で議論するという形がしたかったものですから、お忙しい中、来ていただきました。来年にもう一回、最後に、親会に諮ります。今のところ、スケジュールのとおりに来ているのは皆さんのおかげかなと思っております。感謝申し上げます。

○部会長 それでは、議題としては以上となりますので、また事務局に戻しますので、よろしくお願いいたします。

○産業振興センター次長 はい。それでは、今、所長からお話もありましたけど、次回、第4回の計画改定検討部会、また引き続きになりますけども、その後、第2回の産業振興審議会を、来年1月25日火曜日の夜になりますけど、部会は5時から、審議会は6時からの開始予定ということで、今、予定してございます。

場所はウェルファーム杉並でございます。次回についてはウェルファーム杉並4階の天沼区民集会所の第3・第4集会室、こちらにお越しいただければというふうに考えてございます。ご多忙のところ、誠に恐縮でございますけど、ぜひご出席のほど、よろしくお願いいたします。

以上になります。

○部会長 はい。

それでは、これで本日の議事は全て終了いたしました。これで検討部会を終了いたします。また来年もよろしく願いいたします。ありがとうございました。